

四国ラフティング 安全管理規定

2026 年度版 4月1日改定

株式会社 ポップ

弊社がラフティングツアーを実施するにあたり、スタッフが催行に際して遵守すべき安全管理規定を定める。

1 会社概要

商号 株式会社 ポップ
代表者 和田 信治

本社

株式会社ポップ
〒399-9301
長野県北安曇郡白馬村北城 3020-567
TEL 0261-72-5061
FAX 0261-72-5947

四国ライオンアドベンチャー
〒779-5451
徳島県三好市山城町西字 1468-1WESTWEST 内
TEL 0883-86-2022
E-mail shikoku@lion-adventure.com
HP <https://shikoku.lion-adventure.com/>

2 営業エリア・催行中止基準

2-4 小歩危コース 吉野川 堂床～川口

- ・川のレベルを示す数値はグレード 3.5-4
- ・豊永水位観測所がスタート時 1.2 以上の場合
- ・下名水位観測所 2.45 以上の場合
- ・大雨洪水警報が発令された場合
- ・公共期間から中止要請があった場合
- ・TL が気象条件、その他条件によりツアー催行不可能と判断した場合

2-5 大歩危コース 吉野川 豊永～堂床

- ・川のレベルを示す数値はグレード 2.5-3
- ・豊永水位観測所が一般はスタート時 3.5m 以上の場合、修学旅行は 1.3m 以上
- ・**豊永水位観測所が 10cm 以下の場合**
- ・大雨洪水警報が発令された場合
- ・公共機関から中止要請があった場合
- ・TL が気象条件、その他条件によりツアー催行不可能と判断した場合

2-6 大歩危コース 吉野川（上流） 穴内出会い広場～豊永

- ・川のレベルを示す数値はグレード2
- ・豊永水位観測所が一般はスタート時 5.0m以上の場合、修学旅行は 3.5m以上
- ・大雨洪水警報が発令された場合
- ・公共機関から中止要請があった場合
- ・TL が気象条件、その他条件によりツアー催行不可能と判断した場合

2-7 WESTコース 吉野川（中流） 堂床～WEST-WEST

- ・川のレベルを示す数値はグレード 1.5-2
- ・豊永水位観測所が一般はスタート時 1.3m以上の場合、修学旅行は 1.3m以上
- ・大雨洪水警報が発令された場合
- ・公共機関から中止要請があった場合
- ・TL が気象条件、その他条件によりツアー催行不可能と判断した場合

3 安全管理規定

ツアーを安全に催行する為に、実施に際して以下の事項を遵守する。

- ・ **事務所及びボートハウスに人員を配置し、緊急時に陸上からのサポートを行える体制を整備する。**
- ・陸上からのサポートに際しては、弊社車両運行規定に基づき安全運転に務める。

4 ツアー参加資格

以下に定める者はツアーに参加させることは出来ない。

- ・飲酒、薬物などによる酩酊状態にある者
- ・妊娠している者
- ・ツアー参加承諾書に自筆署名をしない者
- ・ガイドが参加不可能と判断した者
- ・セーフティトークに参加しない者
- ・弊社が定めた年齢に達しない者また超えた者

5 ツアー催行における遵守事項

ツアーに参加する全てのガイドは、以下の事項に従いツアーと実施する。

5-1 各コース共通

- ・ツアー催行前に車両、ボート、個人装備の点検、ミーティングを行う。
- ・ボート及び車両に定められた定員を遵守する。
- ・事故発生時は、別紙事故対処マニュアルに従い行動する。
- ・TLの指示に従いツアーを行う。
- ・TLは業務日報を記入し提出する。
- ・全てのガイドは、当運行規定に従いツアーを行う。
- ・危険水位でのツアーは行わない。
- ・ボートは安全な間隔（ハンドシグナルが確実に視認できる範囲で二重スタックが回避できる距離）を維持してツアーする。
- ・ツアーは2ボート以上で行うか、1ボート1ダッキー（カヤック）で行う。
- ・橋脚やテトラポッドなどの人工物にボート、パドル、人体を当てない。
- ・橋脚やテトラポッド及び崖崩れの危険性のある岸には近づかない。
- ・瀬の中、テトラポッド、ストレーナー付近でお客様や研修生を落水させない。
- ・安全性の高い瀬場であってもツアーガイドだけの判断でラップ、フリップをさせない。また、不意打ちや落水を強要しない。
- ・落水が予想される場合、故意にボートを当てない。
- ・テトラポッドや危険な岸に降りたり、歩いたりしない。（緊急時を除く）
- ・定められたコース（流れ）を意図的に外さない。
- ・定められたゴールポイントでゴールする。
- ・事前のミーティング内容に従ってツアーを実施する。
- ・チームワークを乱す発言や行為を行わない。
- ・お客様に怪我をされないように常に留意する。
- ・ツアー中は禁酒禁煙とし、不必要な飲食をしない。
- ・他の参加者やガイドに対して不快な行為や猥褻な行為をしない、させない。
- ・常に体調管理に心がけ、体調が悪い場合はツアーに参加しない。
- ・その他法律に触れるような行為は行わない。

5-3 小歩危、大歩危 コース共通

- ・スタートポイント、ランチポイント、ゴールポイントの移動はガイドが先導し、岩場に注意して移動する。
- ・鮎釣りの協定に従う。

6 リバーガイドの規定

6-1 リバーガイド研修生

- ・法的責任能力のある者
- ・地元関係者と連携する協調性を持ち、良識のある社会人として行動できる者
- ・心身ともに健康である者
- ・常にクリーンリバーに対する配慮ができる者

6-2 リバーガイド

- ・リバーガイド研修生の要件に加え、以下の要件を満たし、日本リバーガイド協会のリバーガイド認定試験の合格者、もしくは JRCA が認定する公認の指導員資格の保持者、もしくはそれに準じるスキルの持ち主、弊社のエグザミネーターが認定した者
- ・弊社規定のセーフティトーク能力がある者
- ・リバーリーディングが行え、ストレーナーやアンダーカットなどの危険物を熟知している者
- ・ボートなどの機材、ガイド装備、レスキュー機材についての知識や使用方法に精通している者
- ・リバーレスキューに係わる知識や機材の使用 방법에精通している者

6-3 ペースボートガイド（以下 PB）

- ・リバーガイドの要件に加え多くのガイド経験を持ち、ツアーの時間配分、ルート選択などの能力を有し、TL が指名した者

6-4 スィープガイド（以下 SW）

- ・リバーガイドの要件に加え多くのガイド経験を持ち、川の構造に精通し、レスキュー技術に優れている TL が指名した者

6-5 トリップリーダー

- ・リバーガイドの要件に加え以下の要件を満たし、弊社のエグザミネーターが認定した者
- ・多くの PB や SW の経験を有する者
- ・グレードの高い川でのガイド経験を持つ者
- ・日本リバーガイド協会のシニアリバーガイドの認定者又は JRCA 公認シニアリバーガイド保持者
- ・レスキュースリージャパンの SRT-1 受講者済み者
- ・ラップボートの回収経験者

6-6 再研修制度

以下の要件に該当する者は、弊社エグザミネーター、運行責任者、部門長の判断でリバーガイド研修生に戻して再度研修を行い、弊社エグザミネーターおよび運行責任者が認めるまでガイドすることが出来ない。

- ・ツアー催行における順守事項を守れない者
- ・意図的ではないものを含め、落水、フリップ、ラップを繰り返す者
- ・ボートコントロールやカスタマーコントロールの能力が著しく欠けていると認められる者

7 ツアーに携行する装備

7-1 お客様の装備

- ・ PFD
- ・ 水温、気温に応じたウェア
- ・ ヘルメット
- ・ パドル
- ・ 的確なフットウェア

7-2 リバーガイド・リバーガイド研修生

- ・ PFD
- ・ 水温、気温に応じたウェア
- ・ ヘルメット
- ・ パドル
- ・ 的確なフットウェア
- ・ ホイッスル
- ・ カラビナ
- ・ フリップライン
- ・ リバーナイフ
- ・ スローバック

7-3 ペースボートガイド

リバーガイドが携行する装備に加え以下の装備

- ・ ファーストエイドキット
- ・ 時計

7-4 スイープガイド・トリップリーダー

リバーガイドが携行する装備に加え以下の装備

- ・ ファーストエイドキット
- ・ 時計
- ・ Z ラグ装備一式
- ・ 携帯電話

7-5 陸上サポート車両

- ・ スタティックライン
- ・ プルージック
- ・ プーリー
- ・ ウェービング
- ・ カラビナ
- ・ 大型ファーストエイドキット
- ・ 携帯電話
- ・ 時計

8 セーフティトーク・パドルトーク

ツアー催行前のお客様に対して以下の内容を、全て明確に説明し、理解の確認をする。

- ・ 飲酒、薬物の服用、体調の確認
- ・ 装備の必要性和正しい装着方法
- ・ ボート各部の名称とシートポジション
- ・ ボートの取り扱い方法
- ・ パドルの使用方法と T グリップの危険性
- ・ 落水時の対処方法
 - ホワイトウォーターセーフティポジション
 - ディフェンシブスイム
 - パドルや PFD の取り扱い方法
 - スローバックの使用方法
 - 再乗艇の方法
 - セルフレスキューの方法
 - ストレーナーの危険性
 - 川底の危険性
 - 慌てずに対処すること
 - チームワーク
 - コマンドの説明

9 加入保険

9-1 賠償責任保険

あいおいニッセイ同和損保 てん補限度額 1 事故 5 億円（1 人当たり 5 億円）

- ※ ツアー中における弊社ガイドの活動、指導のミスが原因で参加者及び、第三者の身体、財物に損害を与え賠償義務を負わざるを得ないときに適応

9-2 傷害保険

あいおいニッセイ同和損保 団体総合生活補償保険証券

死亡・後遺傷害保険金額	500 万円
入院保険金額	5 千円
通院保険金額	3 千円

- ※ ツアー中における参加者が傷害を負った場合に適応

10 河川敷利用の届け出について

吉野川

過去に毎年出していたが届出は地域の認知度が上がったため提出必要なしとなり

現在、届出はしていない